

別紙6 安佐医師会病院薬剤部門システム購入契約仕様書（保守見積含む）

1 品目

薬剤部門システム一式

2 基本構成

2-1 薬剤部門システム一式

- (1) 処方受信プログラム 1式
- (2) 処方解析プログラム 1式
- (3) 注射受信プログラム 1式
- (4) 注射解析プログラム 1式
- (5) 麻薬管理システム 1式
- (6) 処方計数調剤・注射最終鑑査システム 1式
- (7) 医薬品データベース／病院ライセンス（初年度12回更新含む） 1式
- (8) 導入搬入支援費用 1式
- (9) サーバー（モニター、無停電電源装置、キッティング含む） 1式
- (10) クライアントPC（モニター、キッティング含む） 2式
- (11) モノクロレーザープリンタ 1台
- (12) ラベルプリンタ（カッター付） 2台
- (13) 薬袋印字装置（制御プログラム含む） 1台
- (14) PDA 端末（キッティング、充電器含む） 2台
- (15) 機器付属品 1式
- (16) 全自動錠剤分包機（制御卓含む） 1式
- (17) 自動散薬分包機（制御卓含む） 1式
- (18) 散薬監査システム（制御卓含む） 1式

3 機器仕様

3-1 薬剤部門システム一式

<データ受信システム>

- (1) 薬剤部門システムの LAN ネットワークは電子カルテの LAN ネットワークを使用できること。
- (2) 本院の電子カルテシステムとの接続が可能で、通信端末を介し情報を得ること。
- (3) 本院の電子カルテシステムとのオンライン化において、情報伝達のためのソフトを含んでいること。

- (4) 連携する情報は入院・外来処方オーダー、患者基本情報とすること。
- (5) 画面上には受信情報（ID 番号、患者名）を表示すること。
- (6) データ受信システムはサーバーまたは処方解析端末、注射解析端末にて使用できること。

<サーバーシステム>

- (7) サーバーはサーバー室に設置できること。ネットワークに関しては電子カルテのネットワークで使用できること。
- (8) 各制御装置に係わるファイルの保存管理ができること。また処方情報をバックアップできること。
- (9) 各装置間を LAN で繋ぎシステムを構築できること。
- (10) 処方解析システム、注射解析システムのデータ及び情報変換のためのマスタを保管・管理できること。
- (11) 台数はサーバー 1 台以上の構成とすること。
- (12) サーバーは CPU がインテル Xeon E-2224 (3.4GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は 8 GB 以上であること。
- (13) サーバーは 300GB 以上の物理的容量を持つ磁気ディスク装置を 2 台内蔵し、RAID1 以上で構成されていること。
- (14) サーバーOS は Windows Server 2019 Standard 日本語版相当以上であること。
- (15) サーバーは DVD-ROM ドライブを内蔵していること。
- (16) サーバーはモニター、日本語キー入力付きキーボードおよびマウス、無停電電源装置 (UPS) が付属していること。
- (17) サーバーは 1000Base-T 以上のインターフェースを 1 個以上有し、通信プロトコルは TCP/IP であること。

<医薬品データベースシステム>

- (18) 医薬品データベースシステムは薬価収載品を収載していること。
- (19) 相互作用、用法用量、重複投与等の薬学的処方・注射チェックが行えるデータがあること。
- (20) 年 12 回以上（毎月）のデータメンテナンスができること。
- (21) 採用薬品・非採用薬品の登録が当院の指定する採用区分毎にできること。
- (22) 病院機能評価（医薬品情報項目）を満たすシステムであること。
- (23) 基本条件（薬品名、製薬会社、剤形、薬価等）や多角的な要素（適応症、禁忌症）での医薬品検索および添付文書の参照ができること。
- (24) 疾患検索用として、文字検索にて適応症、禁忌症、副作用の検索ができること。
- (25) 検索結果閲覧として、検索結果一覧より該当する薬品を選択し、添付文書の参照および印刷ができること。
- (26) 相互作用データベースとして、併用禁忌・原則併用禁忌・慎重投与・併用注意のレ

ベルに分けてチェックできること。

- (27) 常用量データベースとして、年齢別、体重別、体表面積別の常用量データをチェックできること。
- (28) 要約版添付文書データベースとして、医療従事者向けに要点をまとめた添付文書情報を閲覧できること。
- (29) データベースは処方解析システムおよび注射解析システムと連動して、処方・注射チェックに利用できること。また電子カルテ側にデータを提供できること。

<処方解析システム>

- (30) 施設の運用に合わせてプログラムの動きを様々に変えられること。
- (31) 全ての設定をサーバに保管できること。
- (32) 一か所プログラムを更新すれば全ての端末が最新状態で起動できること。
- (33) 処方と注射画面を同時に表示できること。
- (34) 1クリックで薬歴の表示・非表示ができること。
- (35) 本院の電子カルテシステムより受信した情報を薬局部門システム用データに変換できること。
- (36) 薬剤部の運用にあったタイミングでの帳票発行、機器動作などができること。
- (37) 処方チェック後、問題のない処方内規に合致した情報処理をし、各調剤機器へ送信できること。
- (38) 処方データを基に、散薬分包機・錠剤分包機で分包紙に患者氏名・薬剤名・服用方法等の印字ができるよう散薬分包機・錠剤分包機それぞれと連携できること。
- (39) データベースやシステムファイルは定期的にバックアップができること。
- (40) システムは仮想化環境にも対応できること。
- (41) 情報提供文書の出力指示をし、薬袋印字システムに送信できること。
- (42) 薬剤情報提供文書は薬品別、医師別、科別、患者別に文言を区別して出力できること。
- (43) 薬剤情報提供文書には用法・用量等も含んでいること。
- (44) 薬剤情報提供文書は薬袋・処方箋と共に発行ができること。
- (45) お薬手帳用の情報が出力できること。
- (46) ハードトラブル時にも、号機振替やプリンタ出力先振替などを簡易な操作でできること。
- (47) 処方箋・薬袋は文字の大きさ、印字場所などを変更できること。
- (48) 処方箋・薬袋のレイアウトは運用に合わせたレイアウトで印字できること。
- (49) 特定の薬品を投与した患者の検索ができること。
- (50) 処方解析システムのデータ保管用サーバーは、患者単位のデータベース構築のため注射解析システムと同一のサーバーを利用ができること。
- (51) 台数はPC1台とすること。

- (52) PC は CPU がインテル Core i3-9100 (3.60GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は 4 GB 以上であること。
- (53) PC は 300GB 以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵していること。
- (54) PC は DVD-ROM ドライブを内蔵していること。
- (55) PC は 19 インチ以上、解像度 1,280×1,024 以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスが付属していること。
- (56) PC のオペレーティングシステムに関しては Windows10 Professional 日本語版相当以上であること。
- (57) PC は 1000Base-T 以上のインターフェースを 1 個有し、通信プロトコルは TCP/IP であること。

<注射解析システム>

- (58) 施設の運用に合わせてプログラムの動きを様々に変えられること。
- (59) 全ての設定をサーバに保管できること。
- (60) 一か所プログラムを更新すれば全ての端末が最新状態で起動できること。
- (61) 処方と注射画面を同時に表示できること。
- (62) 1 クリックで薬歴の表示・非表示ができること。
- (63) 未来日の払出しができること。
- (64) 本院の電子カルテシステムより受信した情報を薬局部門システム用データに変換できること。
- (65) 処方チェック後、問題のない処方は病棟・日付別等の組み合わせで抽出し、各プリンタから自動で注射箋、輸液ラベル、取り揃えリスト（薬品集計表）の出力ができること。
- (66) 薬剤部の運用にあったタイミングでの帳票発行、機器動作などができること。
- (67) データベースやシステムファイルは定期的にバックアップができること。
- (68) システムは仮想化環境にも対応できること。
- (69) 特定の薬品を投与した患者の検索ができること。
- (70) 注射解析システムのデータ保管用サーバーは、患者単位のデータベース構築のため処方解析システムと同一のサーバーを利用できること。
- (71) 患者毎の注射処方箋及び患者名、科名、薬品名、点滴速度、JAN コードが記載してあるラベルを印字できること。
- (72) 注射箋にはオーダー情報内の患者番号、患者氏名、病棟名称、診療名称、生年月日、年齢、性別、医師名、薬品名称、保存区分（冷所、暗所等）、薬品区分（輸液、毒薬、劇薬等）、施用量、施用単位、手技、投与経路、施用回数、投与スピード、コメント、処方区分、至急区分、オーダー番号、注射薬の混合調整の別等を適切な位置にレイアウトでき印刷できること。
- (73) 注射箋は薬剤部用と病棟用の 2 部が印字できること。

- (74) 注射箋には患者投薬確認に使用する患者リストバンドと整合性がとれるバーコードを印字できること。
- (75) 輸液ラベルには、患者情報、薬品名称等必要事項を Rp 単位、輸液単位の内容で記載できること。
- (76) 輸液ラベルには患者別に Rp 単位、輸液単位、施用回数の考慮した必要枚数を印字できること。
- (77) 取り揃えリストは抽出したデータに基づき、必要な薬品の合計が印字できること。また、取り揃えがし易いように、棚番が印字できること。
- (78) 取り揃えリストはアンプル・バイアル、輸液、保冷品のような区分で、それぞれ出力できること。
- (79) 台数は注射解析監査用 PC 1 台、モノクロレーザープリンタ 1 台、ラベルプリンタ 1 台とすること。
- (80) PC は CPU がインテル Core i3-9100 (3.60GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は 4 GB 以上であること。
- (81) PC は 300GB 以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵していること。
- (82) PC は DVD-ROM ドライブを内蔵していること。
- (83) PC は 19 インチ以上、解像度 1,280×1,024 以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスが付属していること。
- (84) PC のオペレーティングシステムに関しては Windows10 Professional 日本語版相当以上であること。
- (85) PC は 1000Base-T 以上のインターフェースを 1 個有し、通信プロトコルは TCP/IP であること。
- (86) モノクロレーザープリンタはエンジン解像度 600dpi 以上であること。
- (87) モノクロレーザープリンタの用紙出力サイズは、A4 判以上であること。
- (88) モノクロレーザープリンタの印字速度は 38 枚/分以上であること。
- (89) ラベルプリンタの印字は、平仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
- (90) ラベルプリンタの印字方式は、熱転写方式または感熱方式であること。
- (91) プリントアウトするラベル紙を自動でカットできるカッター機能を装備していること。
- (92) ラベルプリンタはロール紙をプリンタにセットでき、連続式でラベル紙をプリントアウトできること。
- (93) ラベルプリンタの解像度は 203dpi 以上であること。
- (94) ラベルプリンタの印字幅は 104mm 以上であること。
- (95) ラベルプリンタは機器の操作、メンテナンス、消耗品の補充又は交換が容易にできること。

<処方チェックシステム>

- (96) 処方チェックはサーバーに登録された各種情報をもとに薬剤部門システム側にて処方オーダー、注射オーダーデータを含め (97) ~ (101) の項目でチェックができること。
- (97) 薬品重複、薬効重複、成分重複、系統重複チェックは、チェック条件として重複許容日数を指定できること。
- (98) 長期投与チェックは、投与期間に上限が設けられている医薬品（厚生労働省告示第97号）のチェックができること。
- (99) 配合変化チェックは、医療用医薬品の添付文書に記載されている配合変化の情報を元にチェックができること。チェック条件として、配合不可、配合注意等、チェック方向区分の指定ができること。
- (100) 相互作用チェックは、医療用医薬品の添付文書に記載されている相互作用の情報を元にチェックができること。チェック結果は併用薬剤名、指示、臨床症状、作用機序等を表示できること。チェック条件として、重複許容日数、レベル等、チェック方向区分の指定ができること。
- (101) 用法用量チェックは、医療用医薬品の添付文書に記載されている用法・用量の情報を元に、適正な投与量（上限・下限）などのチェックができること。チェック条件として、重複許容日数、1日最大量・通常量・通常最小量・最小量、1回最大量・通常量・通常最小量・最小量の指定ができること。
- (102) 薬剤部門システム側で登録患者状態を利用して (103) ~ (104) の項目のチェックができること。
- (103) 投与年齢チェックは、年齢において注意情報記載のある薬品に対してチェックができること。
- (104) 医薬品アレルギーチェックは、患者の持つアレルギー医薬品と処方された薬品をチェックできること。
- (105) 処方チェックによるワーニング情報は、画面とプリントアウトにより確認できること。
- (106) チェック項目は全てパラメータ化され、必要なチェック項目にチェックを入れるだけで処方チェックができること。
- (107) 処方チェックの表示、解析するシステムは処方解析システムと注射解析システムとすること。

<薬品集計・枚数集計・投与患者検索システム>

- (108) 薬品の集計処理が1日毎、1ヶ月毎、1年毎の出力ができること。
- (109) 処方箋枚数の集計処理が1日毎、1ヶ月毎、1年毎の出力ができること。
- (110) 処方箋件数の集計処理が1日毎、1ヶ月毎、1年毎の出力ができること。
- (111) 投与患者の検索は薬品・診療科・期間による検索ができること。

- (112) 投与患者の検索は複数薬品の組み合わせによる検索ができること。
- (113) 投与患者の検索は検索した結果が出力できること。
- (114) 薬品集計・枚数集計・件数集計・投与患者検索システムの使用できる端末は処方解析システム、注射解析システム端末とすること。

<麻薬管理システム>

- (115) 納入業者より麻薬を譲り受けた年月日、購入先の麻薬卸業者の名称、製造番号及び譲受数量が記憶でき、尚且つ印刷もできること。
- (116) 調剤済麻薬一覧・麻薬一覧・麻薬事故一覧・譲受一覧・残高一覧などの一覧表が自動で作成できること。
- (117) 電子カルテシステムと処方オーダー、注射オーダーの連携ができること。
- (118) 麻薬金庫サイドでのバーコードを利用したリアルタイム在庫チェック&払出入口と同時に払出入口時の操作者を記録できること。
- (119) 購入入力（麻薬譲受書発行）に関し問屋を指定して薬品・数量を入力する事により「麻薬譲受書」を発行できること。また納品完了時にはロット番号を入力し、そのまま麻薬管理簿の購入データとして取込む事が可能であること。
- (120) 払出入口に関し電子カルテからの依頼データを元に一覧から選択し、払出入口を行えること。（患者の選択は処方箋に印字したバーコードで行う事も可能であること。）
- (121) 実施入力（返却・施行残）に関し払出データを元に一覧から選択し、実施済入力を行えること。（患者の選択は処方箋に印字したバーコードで行う事も可能であること。）
- (122) 廃棄・事故・調剤済廃棄入力に関し廃棄・事故・調剤済廃棄の種類を選択して入力できること。（種類を選択することにより発行される帳票が決定される。）また届け出に印字する「廃棄の方法・理由」も選択可能であること。
- (123) 提出用帳票は「麻薬廃棄届」「麻薬事故届」「調剤済麻薬廃棄届」「麻薬年間報告書」「麻薬管理簿」が作成・出力できること。
- (124) 一般帳票は「薬品別麻薬管理簿」「調剤・払出・返却在庫一覧表（日次・月次・年次）」「在庫管理年間表」「麻薬譲受書」が作成・出力できること。
- (125) 1処方箋に対して複数オーダーされた場合、分割して払出できること。
- (126) 原末で倍散の予製剤を作り払出ができること。また水剤も予製できること。
- (127) 持参薬の麻薬調剤済み廃棄届けが出力できること。
- (128) 麻薬の自然減量及び原末、倍散等の秤量誤差についての処理ができること。
- (129) 麻薬台帳の受入については、Lot 番号、卸業者名、麻薬譲渡書番号を記載できること。
- (130) 電子カルテ側から発行される麻薬処方箋及び麻薬処方箋のオーダー番号を利用して、払出や返納管理が容易に行えること。

(131) 処方解析端末か注射解析端末で麻薬管理システムの操作が行えること。

<処方計数調剤・注射最終鑑査システム>

(132) PDA 端末を利用して無線 LAN 環境で使用でき必要な内服薬品を取り揃えができること。

(133) PDA 端末での薬品バーコード読み取りにて薬品取り揃えをし、調剤過誤防止に役立てられること。

(134) 複数規格を持つ薬品や類似名薬品の取り間違えを防止できること。

(135) 処方箋に印字されているバーコードを PDA 端末で読むことにより、どの患者のどの薬品を何錠、何包取り揃えるか表示できること。

(136) 目視では間違えやすい薬品の規格違い、包装単位違い、類似名による調剤過誤をバーコードによる照合によって防止できること。

(137) 薬品のバーコードを読み取ることにより、処方箋の指示通りの薬品か、照合音、総量の読上げ音声、画面表示で確認できること。

(138) ログインをすることにより作業者を記録できること。また作業者、調剤日ごとに記録し閲覧でき、調剤履歴を利用して集計・分析できること。

(139) 取り揃えた注射薬の薬品名、規格、個数を病棟搬送前にチェックすることができるシステムであること。

(140) 注射薬、注射箋、ラベルのバーコードを利用してチェックできること。

(141) 目視では間違えやすい規格違い、類似名、類似形状による調剤過誤を防止できること。

(142) 注射箋及び輸液ラベルに印字されるバーコードと医薬品 GS1 データバーを使用して監査チェックができること。

(143) 作業者の ID バーコードを読み取りログインできること。さらに、対象データと紐付けを行い、誰がどの患者のチェック作業を行ったかの履歴を保持できること。

(144) 台数は PDA 端末 2 台、無線 LAN アクセスポイント 1 台であること。

(145) PDA 端末は視認性・拡張性・操作性・コンパクト設計であることを考慮し、Android 端末を使用すること。

(146) PDA 端末には、バーコードを読み取るため、スキャン機能が搭載されていること。

(147) PDA 端末は CPU が Qualcomm MSM8909 (1.1GHz) 相当以上を備えていること。

(148) PDA 端末は表示部が 5.0 インチカラーHD (1,280×720)、最大輝度 420cd/m²、相当以上であること。

(149) PDA 端末は無線 LAN (IEEE 802.11a/b/g/n Wi-Fi) に対応できること。

(150) 無線 LAN アクセスポイントの規格は、「IEEE 802.11b/g/n ※2.4GHz 帯のみ」または「IEEE 802.11a/b/g/n ※2.4GHz、5.0GHz」に対応できること。

<薬袋印字システム>

(151) 薬袋への印字は、氏名・ID 番号・生年月日・診療科・用法・投与日数・投薬番号などを当院調剤内規に基づいて表記できること。

- (152) 粉碎の指示、シロップ剤の混合、外用剤の練合などの指示箋が出力できること。
- (153) 薬剤情報提供書を出力できること。
- (154) 薬袋へも薬剤情報提供書相当の内容を印字できること。
- (155) 薬袋や薬剤情報提供書には、平仮名・片仮名・漢字・英数文字・バーコードなどで印字できること。
- (156) 薬袋の種類やサイズは、処方データをもとに薬袋印字システムが自動的に判断できること。
- (157) 薬袋印字システムは、薬袋、薬剤情報提供書を患者ごとに印刷できること。
- (158) 至急の割り込みができること。
- (159) 台数は薬袋印字装置 1 台と水剤・外用（お薬手帳）ラベルプリンタ 1 台とすること。
- (160) 薬袋印字制御システムは処方解析システム端末で使用できること。
- (161) 薬袋印字装置は薬袋や用紙を最大 6 種類セットできること。
- (162) 薬袋印字装置の印字方式は半導体レーザー＋乾式 2 成分電子写真方式であること。
- (163) 薬袋印字装置の最速印字スピードは 35 枚／分以上であること。
- (164) 薬袋印字装置にセットできる紙は平紙薬袋や横マチ付ガゼット薬袋および普通用紙であること。
- (165) 薬袋印字装置は A6、B6 サイズの薬袋をトレイカセットから出力できること。
- (166) 薬袋印字装置のサイズは手差しトレイを広げた状態で W1, 085mm × D798mm × H1, 215mm 以内であること。
- (167) 薬袋印字装置は薬袋が 1 カセットに 200 枚以上、手差しに 30 枚以上ストックできること。
- (168) ラベルプリンタの印字は平仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
- (169) ラベルプリンタの印字方式は、熱転写方式または感熱方式であること。
- (170) プリントアウトするラベル紙を自動でカットできるカッター機能を装備していること。
- (171) ラベルプリンタの解像度は、203dpi 以上であること。
- (172) ラベルプリンタの印字幅は、104mm 以上であること。
- (173) ラベルプリンタは機器の操作、メンテナンス、消耗品の補充又は交換が容易にできること。

<散薬監査システム>

- (174) プリンタと制御パソコンが一体になっているため、広い設置場所を必要としない省スペースモデルであること。
- (175) 散剤及び錠剤粉碎により散薬調剤の指示のある処方データを処方解析システムから受け取り、モニターに表示できること。

- (176) 薬剤認識はバーコードを利用して自動でできること。
- (177) 監査システムは処方情報との整合性が容易に確認でき、薬剤名及び用法・用量の確認が行え、記録は監査システム内に最低1ヶ月は保存され必要に応じ出力できること。
- (178) 監査記録紙にはバーコードを印字し、そのバーコードを利用して散薬分包機で分包する際に処方データを自動で呼び出せること。
- (179) 秤量結果をプリンタで印字し、データは監査記録として保存できること。
- (180) 手入力による調剤にも対応できること。
- (181) 台数はプリンター一体型制御用 PC 1 台、電子天秤 1 台、バーコードリーダー 1 台の構成であること。
- (182) PC の OS は日本語対応 Windows 10 IoT Enterprise, 2016 LTSB 32bit 相当以上の性能であること。
- (183) PC は対角 10.1 インチ以上のタッチパネル式液晶カラータイプであること。
- (184) 電子天秤の測定範囲は 0.01~300g 以上であり、0.1g/0.01g で測定レンジを切り替えられること。
- (185) バーコードリーダーは高性能レーザータイプバーコードスキャナーを付属していること。
- (186) 印字装置の用紙は感熱タイプであること。
- (187) 印字装置の印字幅は 80mm 以上であること。
- (188) 印字装置は漢字の印字ができること。

<自動散薬分包システム>

- (189) 散薬調剤の指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取れること。また、散薬監査システムにて出力された監査記録紙のバーコードを読み込むことで分包する患者を限定し、薬包紙に患者名、用法名、薬品名等を印字できること。
- (190) 処方区分、病棟毎に自動で印字内容を変更できること。
- (191) 全自動散薬分包機の分包速度は、45 包/分以上であり分包速度の切り替えができること。
- (192) 全自動散薬分包機は分包数が 1~90 包の包装数設定ができる分割機であること。
- (193) 全自動散薬分包機の分包紙は薬品に対しての品質保持に優れていること。また、シールずれのない二ツ折り分包紙を採用し交換も容易であること。
- (194) 全自動散薬分包機の印字は全行印字熱転写方式であること。
- (195) 分包紙への印字は、Windows パソコンに標準搭載のフォントは全て印字でき、好みの字体が使えるだけでなく、これまでの分包機では印字できなかった外字や記号などもパソコン上で表示された通りに印字できること。写真、イラスト、ロゴなどの画像イメージやバーコード、QR コードなども印字でき、患者層や運用条件に適した個性的な分包紙印字レイアウトができること。

- (196) 全自動散薬分包機の集塵効率、0.5 ミクロン・95%以上であること。
- (197) 全自動散薬分包機は42マス以上の錠剤コンベアがあり、筐体内に収納できること。
- (198) 42 マス錠剤コンベアユニットの予備撒きカセットは標準添付品であり、本体から取り外して他の場所にてあらかじめ錠剤を撒いて準備しておくことができること。
- (199) 台数は制御用ノート PC 1 台、全自動散薬分包機 1 台とすること。
- (200) ノート PC は CPU が Core i5-7300U (2.60GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は4GB 以上であること。
- (201) ノート PC は 128GB 以上の物理容量を持つソリッドステートドライブを内蔵していること。
- (202) ノート PC は 12.5 インチ以上、解像度 1,366×768 以上のタッチパネル、日本語キー入力付きキーボードが付属していること。
- (203) ノート PC はオペレーティングシステムに関しては Windows10 Professional 日本語版 相当以上であること。
- (204) ノート PC は 1000Base-T 以上のインターフェースを 1 個有し、通信プロトコルは TCP/IP であること。

<全自動錠剤分包システム>

- (205) 処方解析監査装置から分割生成処理・包装形態指示を制御装置が受け取り、順次一包化分包ができること。
- (206) 全自動錠剤分包機は薬剤の収納カセット数が 136 種以上であること。
- (207) 全自動錠剤分包機は薬剤の補充の度合いに合わせて、配置を自由に変更できること。
- (208) 全自動錠剤分包機は錠剤の収納カセットが帯電防止性、防湿性等に優れていること。
- (209) 全自動錠剤分包機は錠剤の補充に際して、収納方式はスライドキャビネット方式を採っており、一度に 34 種以上の残量確認ができること。
- (210) カセット収納部は全開にすることができ、一括して充填作業が行え、作業効率が良いこと。
- (211) 本体へのカセット装着は、本体凸部へカセット凹部をかぶせるだけの簡単装着であること。
- (212) 錠剤や半錠などの薬品形状にあわせてリアルタイムに可変対応できる特殊カセットを 4 個以上搭載していることにより、手撒きコンベアを利用することなく、分包機内に収納していない錠剤(後発薬品や頻出薬品など)を高速に払い出し分包できること。
- (213) 15 インチの大型のタッチモニターを搭載していること。
- (214) 全自動錠剤分包機の一包化分包速度は 54 包/分以上であること。
- (215) 全自動錠剤分包機は別包包装ができること。
- (216) 全自動錠剤分包機はカセットの配置換えが容易に行えるように、薬剤収納カセッ

ト種は1種以下であること。

- (217) 全自動錠剤分包機は分包紙のカットが自由に設定できること。
- (218) 全自動錠剤分包機は至急の割り込みができること。
- (219) 全自動錠剤分包機は非実装薬剤の一包化が容易にでき、非実装薬剤のリストがタッチパネルに表示できること。
- (220) 全自動錠剤分包機は分包した薬剤内容の確認が容易にできること。
- (221) 患者の服用時に、分包紙が今まで以上に開封しやすいよう、分包紙へのシール加工は、鮮明なイージーカット（開封用切れ込み）が入る機能があること。
- (222) 錠剤コンベアは、挿入する薬品ごとに該当するマスが点灯する LED ガイドにより、どのマスへ薬品を挿入するのかが一目で確認できる LED 点灯機能があること。また複数薬品の組み合わせでも薬品毎に LED が点灯し調剤をうながす機能であること。
- (223) 全棚が錠剤カセットを自動で認識することができ、どこにどのカセットを配置しても錠剤カセットに取り付けられているタグと分包機内の棚に設置されているタグ識別装置にて薬品の照合ができること。
- (224) 処方区分、病棟毎に自動で印字内容を変更できること。
- (225) 全自動錠剤分包機の印字は全行熱転写方式であること。
- (226) 全自動錠剤分包機は情報提供の観点から、薬品名などを印字できること。
- (227) 分包紙への印字は、Windows PC に標準搭載のフォントは全て印字でき、好みの字体が使えるだけでなく、これまでの分包機では印字できなかった外字や記号なども PC 上で表示された通りに印字できること。また、以下の画像イメージなども印字でき、患者層や運用条件に適した個性的な分包紙印字レイアウトができること。
(写真、イラスト、ロゴ、バーコード、QR コード等)
- (228) 全自動錠剤分包機で使用する分包紙は、薬品に対しての品質保持に優れていること。また、シールずれのない二ツ折り分包紙を採用し交換も容易であること。
- (229) 全自動錠剤分包機の操作は容易にできて、保守・点検が容易にできること。
- (230) 全自動錠剤分包機は本院薬局で指定する場所に設置できること。
- (231) 台数は制御用 PC 1 台、全自動錠剤分包機 1 台とすること。
- (232) 制御用 PC は CPU がインテル Core i3-9100 (3.60GHz) 相当以上、主記憶装置の容量は 4 GB 以上であること。
- (233) 制御用 PC は 300GB 以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵していること。
- (234) 制御用 PC は DVD-ROM ドライブを内蔵していること。
- (235) 制御用 PC は 19 インチ以上、解像度 1,280×1,024 以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスが付属していること。
- (236) 制御用 PC のオペレーティングシステムに関しては Windows10 Professional 日本語版相当以上であること。
- (237) 制御用 PC は 1000Base-T 以上のインターフェースを 1 個有し、通信プロトコルは

TCP/IP であること。

< 搬入・設置条件及び調整等 >

- (238) 電子カルテサーバーと接続を行うこと。
- (239) 設置場所は、導入病院が指定した場所に設置すること。
- (240) 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について落札業者の負担にて行うこと。
- (241) 機械および周辺装置の配線等は、当院関係者と十分協議したうえで施工すること。

< サービス体制・保守体制・その他 >

- (242) 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- (243) 障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有することを証明すること。
- (244) 納入期より 1 年間は、保証、保守の対応を無償で行うこと。サーバー、クライアント PC、モノクロレーザープリンタ、ラベルプリンタ、薬袋印字装置、ポータブル端末、機器の制御用 PC は 5 年間の保守を行うこと。
- (245) 無償保証期間内に行った調整・修理等全ての作業について、その作業内容をその都度病院担当者へ報告すること。
- (246) 装置稼働前に、担当者への教育訓練を行うこと。
- (247) 納入期限内に、当院が指定した場所に設置し、安定した稼働が出来ること。
- (248) 調達物品の納入前に、設置等にかかる日程表等を提出すること。
- (249) 調達物品の取扱については、当院の関係者に対して十分な説明を行うこと。
- (250) 導入する装置は、導入時に薬機法承認がとれた製品であること。

以上